

「クラブチームカップ参加規程」および「クラブチームカップ合同チーム規定」について

クラブチームカップに出場する際、参加規定や合同チーム規定に則っているか否かの最終的な判断は、クラブチーム部会で検討し、中学生専門委員会で最終決定する。

1 クラブチームカップ参加規程

- 【1】 参加する選手及びチーム役員は、(公財)日本ハンドボール協会加盟のクラブチーム(登録区分:中学生クラブチーム)に在籍し、当該競技要項により全国大会参加資格を得た者に限る。そのため、参加選手およびチーム役員は、(公財)日本ハンドボール協会登録証の提出を必要とする。
- 【2】 選手の年齢は、平成19年(2007年)4月2日以降に生まれた者に限る。
- 【3】 参加選手及びチーム役員は、出場エントリー申込前日までに(公財)日本ハンドボール協会登録システム(マイハンドボール)を通して、クラブチーム(登録区分:中学生クラブチーム)に加盟している者に限る。ただし、中学校部活動や所属先クラブチームの廃部や学校の転校によるやむを得ない事情、令和4年度新規登録による場合は除く。なお、加盟とはすべての手続きが終了した段階を指す。
- 【4】 ブロック大会で推薦された1チーム単位で組織するチームとする。ただし、「クラブチームカップ合同チーム参加内規」に基づき、複数チーム合同チームでの参加ができる。なお、少人数のチームにつき単独でのチーム編成が出来ないための救済措置であり勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。
- 【5】 中学校体育連盟が主催する学校総合体育大会と併せて、同一年度内の参加はハンドボール競技を通じて、一人一回とする。
- 【6】 1チームは、監督1名、コーチ3名、選手20名以内(うちベンチ登録は16名)の編成とし、トレーナーは別に設ける。
- 【7】 本大会に参加するチーム役員及び選手は、所属チーム(各都道府県中体連部活動や日本協会登録クラブチーム)以外の役員あるいは選手として重複してはならない。ただし、合同チームはその限りではない。
- 【8】 参加資格
 - (1)学校教育法第134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、各都道府県ハンドボール協会またはブロックの予選会に選手として認められた者であること。
 - (2)参加を希望する各種チームは、以下の条件を具備すること。
 - ア 全国大会参加を認める条件
 - ①(公財)日本ハンドボール協会の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - ②参加を希望するクラブチームにあっては、クラブの活動が日常継続的に当該監督及びコーチ(日本スポーツ協会公認資格保有を推奨)のもとに、適切に行われていること。なお、令和5年度より監督及びコーチの保有資格(スタートコーチ以上)義務を施行する予定。
 - イ 全国大会に参加した場合に守るべき条件
 - ①全国大会開催基準を守り、出場するハンドボール競技の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

- ②全国大会参加に際しては、責任ある当該監督またはコーチが選手を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。チーム責任者は、大会期間中の選手全ての行動に責任を負うものとする。
- ③大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

② 「クラブチームカップ合同チーム参加内規」

- 【9】 複数チーム合同チームでの参加ができる。
- 【10】 合同のための最低人数は5人未満とする。
- 【11】 5人未満のチームと7名以上のチームの合同を認める。
- 【12】 5人未満のチームが3チーム以上存在する場合は、人数が満たないチーム同士で組む場合のみ合同を認める。そのため、【11】の場合において、3チーム以上の合同チームは認めない。
- 【13】 合同チームでの参加をする場合、“【8】参加資格(2)参加を希望する各種チームは、以下の条件を具備すること。ア全国大会参加を認める条件”にある、以下の内容を満たしていること。

②参加を希望するクラブチームにあつては、クラブの活動が日常継続的に当該監督及びコーチ（日本スポーツ協会公認資格保有を推奨）のもとに、適切に行われていること。なお、令和5年度より監督及びコーチの保有資格（スタートコーチ以上）義務を施行する予定です。

- 【14】隣接の都道府県をまたいで（練習ができる範囲）の合同について
 - (1)同一ブロック内であれば合同チームを認める。
 - (2)合同チームに関する解釈や規定は、上記の規定を基準とする。
ただし、ブロックごとにチーム数や近隣同士の距離等、諸事情が大きく異なるため、クラブチーム参加規定に則り、ブロック内の話し合いをもって合同チームの取扱いに関する判断をし、各ブロックで推薦できるチームとして成立させること。
 - (3)必要に応じて、中学生専門委員会が各ブロックの話し合い等に関しての助言や指導を行う。
 - (4)出場チーム名は、必ず各チーム名を連名で入れること。チーム登録および選手登録と、合同チームの整合性を確認するため、大会のみのチーム名にした場合、エントリーの時点で出場規定に反するものとし、参加することは認めない。
※正しい例 AクラブとBクラブが合同で出場する場合 ⇒ Aクラブ・Bクラブ または A・Bクラブ
※規定違反例 AクラブとBクラブが合同で出場する場合 ⇒ Cクラブ
 - (5)責任者は合同チームの中から1名代表を決めておき、合同チームに関わる責任者（監督）とすること。なお、5チーム以上の合同チームの場合であっても、チーム役員は4名以内とする。

令和4年3月26日 施行

○以降、令和4～6年度大会は移行期間とする。

そのため、必要に応じて随時、クラブ部会にて検討し改定していく内容とする。